踏切道改良促進法等の
部を改正す
一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する
に伴う関係政
令の整備等 に
関する政令案
新旧対照条文

$\circ$	$\circ$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\circ$	$\bigcirc$	$\bigcirc$
国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)(抄)(第七条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令(平成十七年政令第二百三号)(抄)(第六条関係) ・・・・19	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和三十四年政令第十七号)(抄)(第五条関係) ・・・・・・・・17	高速自動車国道法施行令(昭和三十二年政令第二百五号)(抄)(第四条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)(抄)(第三条関係)(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)(抄)(第二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	踏切道改良促進法施行令(昭和三十七年政令第三百二号)(抄)(第一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

 $\bigcirc$ 踏切道改良促進法施行令(昭和三十七年政令第三百二号)(抄)(第一条関係) 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

。	(密接関連道路管理者の権限の代行)  (密接関連道路管理者の権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を密接関連道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。)に掲げるもののうち、踏切道道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。)に掲げるもののうち、踏切道道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項の規定による意見の聴取りが適路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項の規定による意見の聴力計画を表示された特定道路改良の開始の日から同項の規定による意見の聴力・という。)に掲げるものとする。第三十八号、第三中、第二十号、第二十号、第二十号、第二十号、第二十号、第二十号、第二十号、第二十号	改正案	
第二条 法第十条第一項の政令で定める者は、次に掲げるものとする。(補助の対象とする鉄道事業者)	(地方踏切道改良計画の写しの送付) 第一条 都道府県知事は、踏切道改良計画の写しを送付しなければならない。 輸局長に当該地方踏切道改良計画の写しを送付しなければならない。 輸局長に当該地方路切道改良計画の写しを送付しなければならない。	現	

地方公共団体以外の鉄道事業者にあつては、次に掲げる要件に

事業年度」という。)における鉄道事業(軌道業を含む。以下こ業年度の前事業年度末から遡り一年間(以下この条において「前 額が前事業年度末における鉄道事業の事業用固定資産の価額の七 を生じているもの又は当該損益計算において生じた営業利益の金の条において同じ。)の損益計算において欠損若しくは営業損失 から二月末日までである場合には、前年)の四月一日の属する事 条までにおいて「保安設備の整備」という。)に関する工事が完 分に相当する金額を超えないものであること。 了した年(保安設備の整備に関する工事が完了した日が一月一日 適確な管理のために行う保安設備の整備指定踏切道の改良又は災害が発生した場 の改良又は災害が発生した場合における指 (以下この条から第四合における指定踏切道

した指定踏切道が、一般国道又は都道府県道に係る場合は当該指定踏第三条 法第十九条第二項の規定による補助は、保安設備の整備を実施(補助を行う都道府県又は市町村) 区域内に存する場合は、当該指定都市)が、市町村道に係る場合は当法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の切道の存する都道府県(当該指定踏切道が地方自治法(昭和二十二年 該指定踏切道の存する市町村が行うものとする。

### (補助の限度)

第四条 整備の実施のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費売四条 法第十九条第一項又は第二項の規定による補助は、保安設備の する。 の一をそれぞれ乗じて得た額に相当する金額を限度として行うものとにあつては二分の一を、同条第二項の規定によるものにあつては三分 機械器具費及び工事雑費の合計額に、同条第一項の規定によるもの

# (貸付けの対象となる工事)

第五条 法第二十条第一項の政令で定める踏切道の改良の工事は、 り、 立体交差化工事(鉄道の線路の地下移設又は高架移設をすることによ 連の踏切道を改良する工事をいう。)のうち円滑な交通に著し 連 続

> 当するも 地方公共団体以外の鉄道事業者にあつては、 次に掲げる要件に該

益の金額が前事業年度末における鉄道事業の事業用固定資産の価業損失を生じているもの又は当該損益計算において生じた営業利 額の七分に相当する金額を超えないものであること。 以下この条において同じ。)の損益計算において欠損若しくは営 する事業年度の前事業年度末から遡り一年間(以下この条におい 月一日から二月末日までである場合には、前年)の四月一日の属 保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した日が保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した年 て「前事業年度」という。)における鉄道事業(軌道業を含む。

### 口

(補助を行う都道府県又は市町村

第三条 法第十条第二項の規定による補助は、保安設備の整備による改 場合は当該指定踏切道の存する市町すずすっつい、市町村道に係る」定都市の区域内に存する場合は、当該指定都市)が、市町村道に係る「二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指 良を実施した指定踏切道が、一般国道又は都道府県道に係る場合は当

### (補助の限度)

第四条 一項の規定によるものにあつては二分の一を、同条第二項の規定によ事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雑費の合計額に、同条第備による指定踏切道の改良の実施のため直接必要な本工事費、附帯工四条 法第十条第一項又は第二項の規定による補助は、保安設備の整 限度として行うものとする。 るものにあつては三分の一をそれぞれ乗じて得た額に相当する金額を

## (貸付けの対象となる工事

第五条 法第十一条第一項の政令で定める踏切道の改良の工 り、 立体交差化工事(鉄道の線路の地下移設又は高架移設をすることによ 連の踏切道を改良する工事をいう。) のうち円滑な交通に著し 事は、 連

する。 を含む工事(次条において「特定連続立体交差化工事」という。)と い支障がある踏切道として国土交通省令で定めるものを改良する工事

第六条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。(立体交差化工事施行者の要件) 道改良計画に照らして適切な工事実施計画を有する者であること。 特定連続立体交差化工事に関し、地方踏切道改良計画又は国踏切

## (略

(国及び都道府県又は市町村の貸付けの条件の基準

第七条 法第二十条第一項の国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は とする。 あり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであること 、貸付金の償還期間が二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で

2 に関する貸付けの条件の基準は、 法第二十条第一項の国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金 次のとおりとする。

(略)

(省令への委任

める。 「項の規定による資金の貸付けに関し必要な事項は、国土交通省令で定項の規定による資金の貸付けに関し必要な事項は、国土交通省令で定の手続その他法第十九条第一項の規定による補助及び資金の貸付けの申請第八条 この政令に規定するもののほか、補助及び資金の貸付けの申請

を含む工事(次条において「特定連続立体交差化工事」という。 い支障がある踏切道として国土交通省令で定めるものを改良する工事 ) と

(立体交差化工事施行者の要件)

第六条 良計画(当該国踏切道改良計画の変更があつたときは、その変更後道改良計画又は法第五条第一項の規定により作成された国踏切道改において準用する場合を含む。)の規定により提出された地方踏切 のもの)に照らして適切な工事実施計画を有する者であること。 特定連続立体交差化工事に関し、法第四条第一項(同条第十三項 法第十一条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

\_· 三 (略)

、貸付金の償還期間が二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で第七条 法第十一条第一項の国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は(国及び都道府県又は市町村の貸付けの条件の基準) とする。 あり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであること

2 に関する貸付けの条件の基準は、 法第十一条第一項の国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付 次のとおりとする。

\_ \_\_ 略)

(省令への委任)

第八条 この政令に規定するもののほか、補助及び資金の貸付けの申 の規定による資金の貸付けに関し必要な事項は、 の手続その他法第十条第一項の規定による補助及び法第十一条第一項八条。この政令に規定するもののほか、補助及び資金の貸付けの申請 国土交通省令で定め

(権限の委任) (権限の委任) (権限の委任)	2・3 (略) 口・八 (略) 第	一・二 (略) 一・二 (略) 一・二 (略)	。	改正案
(権限の委任) (権限の委任)	2・3 (略)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	。 助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の七以内とする助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の七以内とするで次の各号のいずれかに該当するものに要する費用にわける道道等の改築第三十四条の二の三 平成三十年度以降十箇年間における道道等の改築(道道等の改築に関する費用の補助)	現

3 (略)	十六(略)	を定めること。	十五 第三十五条の七の規定により道路管理	二~十四 (略)
3 (略)	十五 (略)		【管理者の許可を要しない車両   (新設)	二~十四(略)

 $\bigcirc$ 

						1
(削る)	(略)		規定	(道路法の規定の適等十五条 法の規定による道路法の規定に第三十二条第四項中第三十二条第四項中第三十二条第四項中の表の上のは、同表の下欄に掲げるほか、次の表の上のは、同表の下欄に掲げるほか、次の表の規定に	(道路の構造又 (道路の構造又 (道路の構造又 (道路の構造又	
(削る)	(略)		句。だられる字	ばる場合の1 間に での 道路管理 に り、 の で で の が の で で の が の で の の で の の で の の で の の で の り の の で の り の の の の	件 大 並 特 は で 別 変 施 い に 措 通	改
(削る)	(略)	場合 でいて適用する ので理に ので理に でいて適用する	み替える字句次に掲げる場合の区分に応じて読	- 中の週地の地質 - そ同は用方法方え	施設又は工作物に係る道路の占用いと認められる道路の占用で政令に第十七条第六項ただし書の道路措置法(以下「法」という。)第措置法(以下「法」という。)第	正案
(削る)	(略)	場合でのででは、一個では、これのでは、これのででは、これのででは、これのででは、これのでは、これ	区分に応じて読	) 大の中欄に掲げる字句 では方道路公社」とす が方道路公社」とす がの中欄に掲げる字句 がでれ同欄に掲げる字句 がでれ同欄に掲げる字句 がでが行う道路(	の占用とする。 で政令で定めるものは の道路の構造又は交通 。) 第八条第二項及び 。) 第八条第二項及び	
第二十条第	(略)		規定替える	第十五条 高速自動車 高速自動車 高速自動車 道路法の	(道路の構) (道路の構) (道路の構)	
第七条第六項	(略)		句を考えられる字	下欄に掲げる場所により機に掲げる場定の適用についます。)	略) 障が大きび別 でするが大きびの でするが、大きでのです。 では、大きでのです。 では、大きでのです。 では、大きでのです。 では、大きでのです。 では、大きでのです。 では、大きでのです。 では、大きでのです。 では、たいできる。 では、たいでもできる。 では、たいできる。 では、たいできる。 では、たいできる。 では、たいできる。 では、たいできる。 では、たいできる。 では、たいできる。 では、たいできる。 では、たいできる。 では、たいできる。 では、たいできる。 では、たいできる。 では、たいできる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	現
第七条第六項前	(略)	場合 でいて適用する のいて適用する ので理に	み替える字句次に掲げる場合の区分に応じて読	に応じ、それ では、地方道 でいて適用す でいての法第 でがまり でがまり でがるのは での での での での での での での での での での での での での	施設又は工作物に係る道路の占用とする。いと認められる道路の占用で政令で定めて第十七条第二項ただし書の道路の構造足措置法(以下「法」という。)第八条第二措に及ぼす支障が大きいと認められる道路	行
第七条第六項前	(略)	地方道路公社が 行う道路(高速 行う道路(高速 でいて適用する	区分に	(でれ同欄に掲げる字句を) (でれ同欄に掲げる字句を) (で中欄に掲げる字句を) (では) (では) (では) (では) (では) (では) (では) (では	四用とする。	

五項第二十条第			四項第二十条第	
る国土交通大臣と第二項の規定によ	は、意見を提出し は、意見を提出し は、意見を提出し にあつては道路であるときは にあつては道路管理者 であるときは にあつては道路管理者 にあつては道路管理者 にあつては道路管理者 にあつては道路管理者 にあつばいる。この場 は、意見を提出し にあつては道路管理者 にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときな にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは にあるるときは になる。 にはなる。 になる。	理者又は当該道路の道路管	府県知事主務大臣又は都道	
前二項	ならない	は ・債務返済機構 本高速道路保有 独立行政法人日	主務大臣	
前二項	ならない	地方道路公社又	主務大臣	
五項第二十条第			四項第二十条第	項   
五項   る国土交通大臣と 第二十条第   第二項の規定によ	大田   大田   大田   大田   大田   大田   大田   大田	理者又は当該道路の道路管	四項 府県知事 アルス	項ー条第三十一条第三
	大田   大田   大田   大田   大田   大田   大田   大田	世者又は 若しくは会社又 ・債務返済機構 ・債務返済機構 ・債務返済機構 ・債務返済機構 ・債務返済機構 ・債務返済機構 ・債務返済機構 おから道路管 独立行政法人日 地方道路公社又	十条第 主務大臣	Tang、第三   日本

	第三項第二十一条	(略)			
は、意見をはいる 道路の道路管理者である がは、意見を提出し がお道路で理者であるときは がは、意見を提出し がおりまするとときは がは、意見を提出し がは、意見を提出し を表のでは当るときは は、意見を提出し を表のでは当るときない。この場	理者又は当該道路の道路管	(略)	道路管理者	知事が裁定若しくは都道府県	場合又は前二項の協議が成立した関する主務大臣と
ならない	会社又は	(略)	又は会社 ・債務返済機構 本高速道路保有	が裁定	
な ら な い	地方道路公社又	(略)	地方道路公社	が 裁 定	
	第三年一条	(略)			
が、「関係都道府県 が、「とあるのは、」とあるのは、」と、「当該道路管理者であるの議会の議会の議会の議会の議会の議会の議会の議会の議会の議会の議会を担ければならない。」とあるのはならなどを経なの。」とあるのはならなどを経なの。」とあるのはならなどを経ならない。」とあるのはならなどが、」とあるのはならなどが、」とあるのはならなどが、。」というなどが、。」というなどが、こうというなどが、こうというなどが、こうというなどが、こうないが、こうなどが、こうないが、こうなどが、こうなどが、こうなどが、こうなどが、こうなどが、こうなどが、こうなどが、こうなどが、こうなどが、こうなどが、こうないが、こうなどが、こうないが、こう		(略) (略)	道路管理者	知事が裁定若しくは都道府県	場合又は第三項の協議が成立した関する主務大臣と
「関係都道府県   読み替える   本の は 「 当該道路の は 「 当該道路の	一条当該道路の		道路管理者・債務返済機構・債務返済機構	知事が裁定若しくは都道府県が裁定	場合又は第三項の協議が成立した関する主務大臣と当該他の工作物に

三項第、、項目の第三の第三の第三の第三項第第一条の第三の第三の第三の第三十十一五項、第三の第三十十一五項、第二十二項。第三十十十二項。第三十十十二三項。第三十十十二三四第二条。第三十十二三四第二条。第三十二三四第二条。第三条三二十二三四第二条。第三条三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	(略)	定が替える規	2 法の規定に ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	(略)	
道路管理者	(略)	読み替えられる字句	中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表に限る。)の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定により有料道路管理者が行う道路(都道府県道及び市町村	(略)	
有 料 道 路 管 理 者	(略)	読み替える字句	同表の下欄に掲げ第五十四条第一が行う道路(都	略)	
管理者		る字句	だる字句とする。	略)	
			表路村		<u> </u>
三十二年第一年第三年第一年第三年第一年第三年第三年第三年第三年第三年第三年第三年第三年第三年第三年第三年第三年第三年	(略)	定	2	(略)	
三十一年 東京 東京 第二十一年 第二十一年 第二十一年 第二十十一年 第二十年 第二十年 第二十四項 第二十四項 第二十四項 第二十四項 第二十四項 第二十四項 第二十四 第二十四 第二十四 第二十四 第二十十四 第二十十十年 第二十十年 第二十十年 第二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	(略) (略)	定 読み替える規 読み替えられる字句	2	(略) (略)	読み替える
第十八条第二 道路管理者 有料道路管理者 第十八条第二 道路管理者 第十八条第二 道路管理者 有料道路管理者 第二十八条第二 道路管理者 第二十四条、第二十四条、第二十四条、第三十十四条。第三十十四条。第三十十四条。第三十十四条。第三十十二条。第三十十四条。第三十十二条。第三十十二条。第三十十二条。第三十十二条。第三十十二条。第三十十二条。第三十十二条。第三十十二条。第三十十二条。第三十十二条。第三十十二条。第三十十二条。第三十二条章,第三十二条。第三十二条第三十二条。第三十二条第三十二条。第三十二条第三十二条第三十二条第三十二条第三十二条第三十二条第三十二条第三十二条		定 読み替える規 読み替えられる字句 読み替える字句	1 9		読み替える

二十第、でか条でか項第、四条条項第十第七第第六第十条項一十項五第三九条項項五一第及らの、ら及一第十第、四九四第三三第三九の項九ま項一十条外項、条項四び第二第第び項四三一第第十条項二十項一十条四第及条で、ら及条で第三第五八項一十項四第四の、十十第四条項ま項四ま項二条二第二一二、三びの、らの、三九三第三七第二第十四

項四四二第五八項一十項四第四の、十十第九第及条でか条五第十第三第第びの、十十第四条項ま項四ま項二条二第二一二第一次のの、三九三第三七第二第第七六二十第、でか条でか項第、四条条項第十第七第第六第十条項一十年五第三四条条項五一第及の、ら及一第十第、条項四び第二第第び項四三一第第十条項二十年四第及条でか項九七三第第の、十第五第四七第、十条項四四条の、項九ま項九の、三びの、ら及条

、二第及一八十第十第十条項八の、条三第十第条項一七の、条五第十第二第七六第十四び項条二四一四八の、条七第の、四八四第、項条八第の、四七五第四条条五三十第、の、十第十条九第の、四五第十条項二第及の、四七第十条項十十第四十の、項の、項第八二十条項条十第十第四八の、四で八三第十条四第及条項四で項の、項第十の、の、四八二十条項八の、四で八三第十条項七の、四での、十

二第及一条項二十四条項条十第十第四八三十条二第及十第一四七二十条四第及条十四び項の、項第十の、四八二十条項八の、四び八三第十条項七の、四十第、二第及一八十第十第十条項八の、条三第十第条項一七の、条五第十第二第八六第十四び項条二四一四八の、条七第の、四八四第、項条八第の、四七五第一条項五三十第、の、十第十条九第の、四五第十条項二第及の、四七第十条項の、項第八五第二第八二八の、四八第十第四八の、項四び十第十第四七の、項

五第の、八一八ま項の、三第条項の、のら条十四の、二第及二第条五十第四十第十四四第条項条でか三第十四の、三第三第の、十二第十四の、八三第八六 ま十十四の、の、ら十四七十三第十四十四三第八十四八十第七十二第条項一条項で八六十四第四第第八十第八十四五十四十十四条九十第八二第八十四の、項の、八十四が十四第の条十十項一条項の、八一条で条か八三第条項の、項の、八十四が十四

第、、条か八十四十四三第八一条六十第八ま八二十の、八二条項一条六十二第及一第第のら条一十第十項一条項の、八一条で条か八三第条項の、項の、八十四で項五五五第の、八一八ま項の、三第条項の、のら条十四の、二第及二第条五十四、、十十十四四第条項条でか三第十四の、三第三第の、十二第十四び十四の、八三第八七ま十十四の、の、ら十四七十三第十四十四三第八十四八十第七十二第条項、五条条で八六十四第四第第八十第八十四五十四十十四条九十第八二第八十四の、

項第二十条第五	(略)	三 三 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	条第二条第 第五項 第五項 第五項 第五項 第五項 第三 第五項 第三 第五 第三 第五 第 第 第 第 三 号 、 第 五 ラ 、 第 五 ラ 、 第 五 ラ 、 う ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら
物に関する主務大臣との交通大臣と当該他の工作第二項の規定による国土	(略)	当該道路の道路管理者	
前二項	(略)	有料道路管理者	
	T		
項第二十条第五	(略)	中 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 項 項 項 項 項 項	十六条 第二号、第五項 で、第百四 等 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所
物に関する主務大臣との交通大臣と当該他の工作第二項の規定による国土	(略)	当該道路の道路管理者	
第三項	(略)	有料道路管理者	

(略)	第三十一条の	三項三十一条第	(略)	
(略)	府県道又は市町村道指定区間外の国道、都道	ては当該道路管理者 し、その他の道路にあつ し、その他の道路にあつ ては当該道路管理者であ がました。 では当該道路管理者であ	(略)	前二項    協議が成立した場合又は
(略)	に係る道路 条第二項の規定による届出 道路整備特別措置法第十八	当該有料道路管理者	(略)	
(略)	(新設)	三項三十一条第	(略)	
(略)	(新設)	当該道路管理者である都では道路管理者である都指定区間外の国道にあつては	(略)	第三項協議が成立した場合又は
(略)	(新設)	当該有料道路管理者	(略)	

(略)		一 項 第二十八条の二第	(略)	の規定。 説み替える道路法	の表のとおりとする。 お十二条 法第二十五条第一第十二条 法第二十五条第一	
(略)	は、踏切道密接関連は、踏切道密接関連は、踏切道密接関連 道路(踏切道密接関連 する踏切道密接関連 する踏切道密接関連 での での での での での での での での での での	道路(以下	(略)	読み替えられる字句	の 第 に 規一つ	改正
(略)	国土交通大臣及び道路管理	動車国道以外の道路(以下高速自動車国道及び高速自	(略)	読み替える字句	の規定による同法の規定の技術的読替えは、次第一項の規定により道路法の規定を適用する場についての技術的読替え)	案
 ( 略		一第項二	(略)	の規定	第十二条の表の	
		一項第二十八条の二第	(1)	の規定 読み替える道路法	とけに法し	
(略)	二以上の	道路	(略)	読み替えられる字句	る。 「項の規定による同法五条第一項の規定による開たついての技術的適用についての技術的	現
(略)	国土交通大臣及び	動車国道以外の道路高速自動車国道及び高速自	(略)	読み替える字句	おりとする。 る同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場の規定の適用についての技術的読替え)	行

 $\bigcirc$ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和三十四年政令第十七号)(抄) (第五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

4・5 (略) 四 (略)	 (略)(略)(一般国道の改築等に関する国の負担等の割合の特例)	改正案
4・5 (略)	(略)(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	現

、都府県道等の 改築に関する国の補助の割合の特例

第二条

2 る費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、都府県道装並びに前条第一項第二号及び第五号に掲げるもの以外のものに要す項に規定するもの、土地区画整理事業に係るもの、少額改築、特例舗4 都府県道等の改築で次の各号のいずれかに該当するもののうち、前 にあつては十分の五・五以内、 市町村道にあつては十分の七以内とす

れかに該当するもの 前二号に規定する都府県道等以外の都府県道等の改築で次のい ず

道の改良のために必要な道路の高架移設 他の国土交通省令で定める改築 踏切道改良促進法第十一条第 項又は第二項の規定による踏切 車道又は歩道の拡幅そ

確保するために行う路面の凸部の設置、柵の設置その他の国土交道の拡幅、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を当する都府県道等における交通事故の防止を図るために必要な歩通学路その他の特に交通の安全を確保する必要がある区間に該 通省令で定める改築

交通省令で定める改築 無電柱化の推進のために必要な電線共同溝の建設その他の 玉 王

3 5

略

兀

略)

、都府県道等の改築に関する国 |の補  $\mathcal{O}$ 割合の

第 2

る費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、都府県道装並びに前条第一項第二号及び第五号に掲げるもの以外のものに要す項に規定するもの、土地区画整理事業に係るもの、少額改築、特例舗4 都府県道等の改築で次の各号のいずれかに該当するもののうち、前 にあつては十分の五・五以内、 市町村道にあつては十分の七以内とす

三 前二号に規定する都府県道等以外の都府県道等の改築で次の れかに該当するもの

1

ず

(新設)

確保するために行う路面の凸部の設置、柵の設置その他の国土交道の拡幅、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を当する都府県道等における交通事故の防止を図るために必要な歩通学路その他の特に交通の安全を確保する必要がある区間に該

交通省令で定める改築 無電柱化の推進のために必要な電線共同溝の 建設その他 0 玉 土

兀 略)

口

通省令で定める改築

3 5 略

 $\bigcirc$ 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令(平成十七年政令第二百三号)

(抄)

(傍線の部分は改正部分)(第六条関係)

					Laka	
号及び第十項 第九条第一項第十	(略)	第五条から第七条 第二項、第一号から第 一項、第四項、第四十二 第三項及び第一号から第 一項、第四十二 第三項及び第十二 一条第四項、第四十二 一条第一項及び第六項 一条第四十二条第四十二条 第五十一条第四十二条第四十二条第四十二条	(略)	措置法の規定	の規定の適用についての技の規定の適用についての技う道路関係法律の整備等に第六条 法第二十六条第二項統的読替え)	
第二項において準用項(同法第九十一条第四十四条の二第一	(略)	会社	(略)	読み替えられる字句	いての技術的読替えは(以下この条において整備等に関する法律第条第二項の規定による	改正
第四十四条の二第一項	(略)	管理有料高速道路承継会社	(略)	読み替える字句	、次の表のとおりとする。 「新特別措置法」という。) 「新特別措置法」という。) 日本道路公団等の民営化に伴 日本道路公団等の民営化に伴	案
	1				<b>第</b>	
号及び第九項 第九条第一項第十	(略)	第五条から第七条 第三項(第一号から第一 第二項、第四十二 第三項及び第十一 第三項及び第十一 第三項及び第十一 第三項及び第十一 第三項及び第十一 第三項及び第十一 第三項及び第十一 第三項及び第十一 第三項及び第十一 第二項及び第十一	(略)	措置法の規定	(管理有料高速道: の規定の適用につ の規定の適用につ の	
第二項において準用項(同法第九十一条第四十四条の二第一	(略)	会社	(略)	読み替えられる字句	の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおり路整備特別措置法(以下この条において「新特別措置法」う道路関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による「六条 法第二十六条第二項の規定による日本道路公団等の術的読替え)	現
第四十四条の二第一項	(略)	管理有料高速道路承継会社	(略)	読み替える字句	替えは、次の表のとおりとする。おいて「新特別措置法」という。)法律第一条の規定による改正後の道による日本道路公団等の民営化に伴による日本道路公団等の民営化に伴措置法等の規定の適用についての技	行

			0						
(削 る)	(略)	の規定の規定	) の規定の適用に 第五十四条第一項 2 法第二十六条第	(略)	第九条第十二項	(略)			
(削る)	(略)	読み替えられる字句	ついての技術的読替えの規定による道路法(二項の規定により読み	(略)	二十五条第一項工事開始の日から第規定により公告する第二十二条第一項の	(强)	。) 準用する場合を含む 一条第二項において 一条第二項において 同法第四十四条の二	。) 準用する場合を含む 一条第二項において 所四項(同法第九十 に法第四十四条の二	する場合を含む。)
(削る)	(略)	読み替える字句	)の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。第五十四条第一項の規定による道路法(昭和二十七年法律第百八十号法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法	(略)	第二十五条第一項	(略)	同条第五項	同条第四項	
		1	1 2						
一条第三項 一条第三項 第二十条第四項及	(略)	の規定。これの規定を対している。	)の規定の規定の条法第二十	(略)	第九条第十一	(略)			
第三項十一及		道路法	適用の原		項				
三十 第七条第六項	(略)	道路法 読み替えられる字句	)の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。第五十四条第一項の規定による道路法(昭和二十七年法律第百八十号法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法	(略)	項 第二十二条第一項 規定により公告する 現定により公告する	(略)	。) 準用する場合を含む 一条第二項において 同法第四十四条の二	。) 準用する場合を含む 一条第二項において 第四項(同法第九十	する場合を含む。)

(略)		第二十条第五項			第二十条第四項
(略)	事が裁定者しくは都道府県知	第二項の規定による 東土交通大臣との協議が 主務大臣との協議が 大野との協議が は立した場合又は前	ならない。この場合 において、当該道路 の道路管理者は、指定区間 が、その他の道路管理者は、 が、その他の道路管理者は、 がある地方公共団体 である地方公共団体 である地方公共団体 である地方公共団体 であるが、 である地方公共団体	者又は当該道路の道路管理	黒知事とは都道府
(略)	が裁定	前二項	ならない	又は管理有料高速道路承継会社	主務大臣
(略)		第二十条第五項			第二十条第四項
略)	事が裁定 おしくは都道府県知	第二項の規定による 関土交通大臣と当該 を が立した場合又は第 が が が が が が が が が が が り の り り り り り り り	事は、」とあるのは 事は、」とあるのは 理者は、」とあるのは 議決を経なければな らない。」とあるのは 道にあつては道路の道路管 地方公共団体の議会の は道路管理者である都道府県の は道路管理者であるが ならない。」とあるのは はが、」と、「当 が、」とあるのは はが、。」とあるのは はが、。」とあるのは はが、。」とあるのは はが、。」とあるのは はが、。」とあるのは はが、。」とあるのは はが、。」とあるのは はが、。」とあるのは はが、。」とあるのは はが、。」とあるのは はが、。」とあるのは はが、。」とあるのは はが、。」とあるのは はが、。」とあるのは はが、。」とあるのは はない。」とあるのは はならない。」とあるのは はならない。」とあるのは はならない。」とあるのは はならない。」とあるのは はならない。」とあるのは はならない。」とあるのは はならない。」とあるのは はならない。」と、「当 ならない。」と、「当 ならない。」と、「ものは ならない。 はらない。 ならない	者又は当該道路の道路管理	県知事とは都道府
	知	第 がる該る	みば会るてそ県管国のなの当管は知	理	肑丁

3	(略)		第三十一条第三項 当該道路の道路管理
略			+
			条第
			三項
	(略)	な決公路路諮る当外る見のにな いを共管に問都該のとを道おら 経団理あし道道国き提路いな ル	者又は当該道
	Ħ <sup>I</sup> I)	な 決 公 路 諮 る 当 外 る 見 の に な	は道数
			が消
		れ議あ当他議者は道場 はのの選者ででは、道場なり、道場では、道道では、道場では、道場では、道場では、道場では、道場では、道路合	路答
		なの地該の会でて区と、道場ら議方道道にあは間す意路合	理
	(略)	な ら し	又管 理
	FI)	ならない	有料
			高速
			道路
			承継
			又は  管理有料高速道路承継会社
3			
	(略)		第三
略	(略)		第三十一名
	(略)		第三十一条第三
	(略)		三項
		読れ議あはのの理道は   5   議   該   理    事   `      ネ   は 会る当他議者に    な決 都者当は	三項
	(略) (略)	読れ議あはのの理道は「議該理「事」、 みば会る当他議者に「な決都者当は、関替なの地該の会であ指いを道は、関 えら議方道道にあつ定。経解、道」係	三項
		読れ、 一事は、」と がは、」との でのでは、」とのでは、」とのでは、」とのでは、」とのでは、」とのでは、」とのでは、」とのでは、」とのでは、」とのでは、」とのでは、」とのでは、」とのでは、」とのでは、」とのでは、」とのでは、」とのでは、」とのでは、」とのでは、」というでは、」というでは、」というでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	三項
		るな決公路路都で区」は別し、一路と間があるで区」とのあり、一路のあり、一路のあり、一路のあり、一路のあり、一路のは道があれる。一路の理あり道があれる。	三項
		るな決公路にあるははい。 と対なを共管はし、道路の道の にいるでででは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	
		るな決公路にあるははい。 と対なを共管はし、道路の道の にいるでででは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	
	(略)	るな決公路にあるははい。 と対なを共管はし、道路の道の にいるでででは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	
	(略)	るな決公路路都で区」は別し、一路と間があるで区」とのあり、一路のあり、一路のあり、一路のあり、一路のあり、一路のは道があれる。一路の理あり道があれる。	
	(略)	るな決公路にあるははい。 と対なを共管はし、道路の道の にいるでででは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	
	(略)	るな決公路にあるははい。 と対なを共管はし、道路の道の にいるででは、 のがなが、 というなが、 のがは、	
	(略)	るな決公路にあるははい。 と対なを共管はし、道路の道の にいるででは、 のがなが、 というなが、 のがは、	三項

第十七条 削除 則	第四十五号)第三条第一項の規定による道路の指定に関すること。第百八条 道路交通管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。第百八条 道路交通管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。第四十五号)第三条第一項の規定による踏切道の指定に関すること並びに同法に規定する地方踏切道改良計画及び国踏切道の指定に関すること並びに同法に規定する地方踏切道改良計画及び国踏切道の指定に関すること並びに同法に規定する地方踏切道改良計画及び国踏切道の指定に関すること並びに同法に規定する地方踏切道改良計画及び国踏切道の指定に関することがに同法に規定する地方踏切道改良計画及び国踏切道の指定に関することが、 (道路交通管理課の所掌事務)	改正案
安設備の整備に関することを除く。)。 「道路局道路交通管理課の所掌事務の特例) 安設備の整備に関することを除く。)。 「政切道改良促進法第四条第一項に規定する地方踏切道改良計画及 「政切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第三条第一項の規定による踏切道の指定に関すること。 「政局道路交通管理課の所掌事務の特例)」	(道路交通管理課の所掌事務) (道路交通管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。 (新設) (新設) (道路交通管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。	現